

奈良労働局発表
平成31年4月9日

奈良労働局職業安定部職業対策課
課長 森川 一志
障害者雇用担当官 木内 茂
TEL 0742-32-0209

平成30年 奈良県の障害者雇用状況の集計結果

民間企業における実雇用率は2.67%、前年より0.05ポイント上昇

奈良労働局では、このほど、民間企業における、平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある奈良県内の事業主に報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%、対象企業を従業員数45.5人以上に拡大）。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.2%）

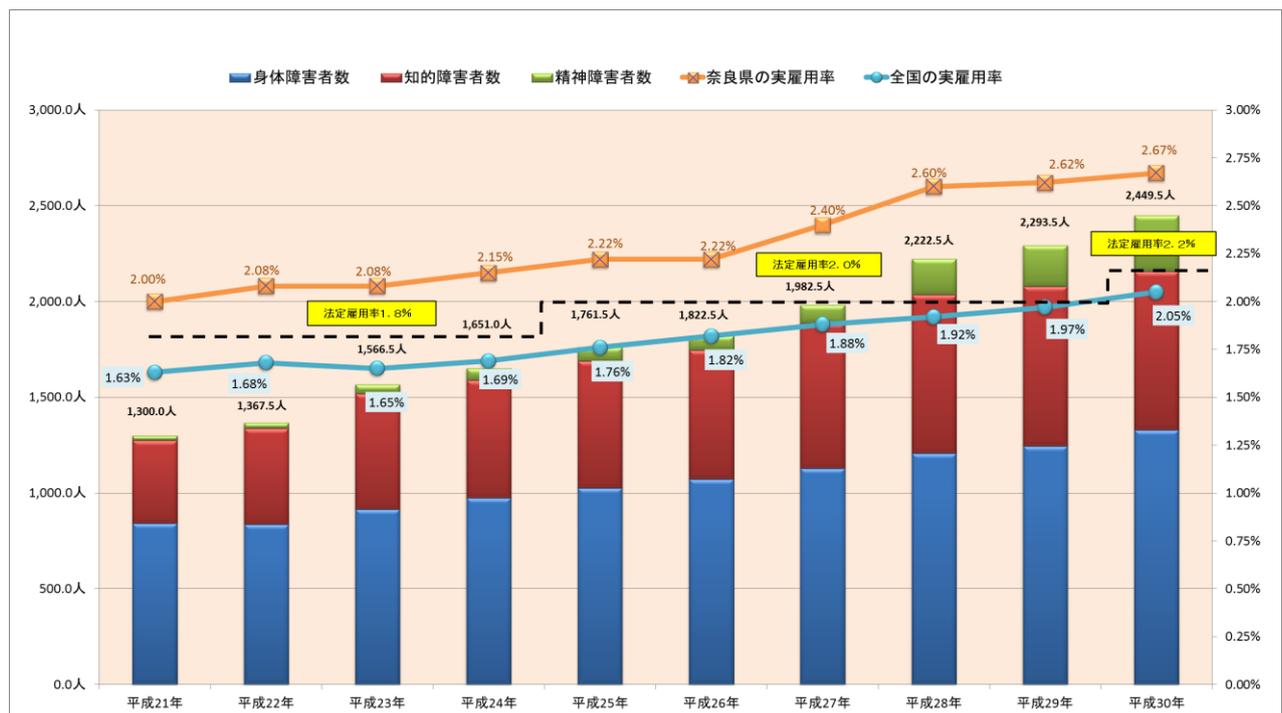
- ・雇用障害者数は2,449.5人と前年より156.0人増加
- ・実雇用率は**2.67%**と前年より0.05ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は**57.4%**と前年より5.8ポイント減少

<総括>

平成30年4月1日より民間企業の法定雇用率は、2.0%から2.2%へ引き上げられましたが、前年を上回る2.67%（前年2.62%）の雇用率となり過去最高を更新しました。達成企業数は370社で前年より9社増え、8年間記録を更新し続けております。また達成企業割合は57.4%（前年63.2%）の達成率となりました。

障害者雇用状況の推移については、奈良県の実雇用率は常に全国平均を上回り、法定雇用率は平成18年以降毎年上回っています。

【障害者雇用の推移】（過去10年間）



※ 民間企業における法定雇用率について、昭和63年から平成10年までは1.6%、平成11年から平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年からは2.2%となっている。

※ 障害者の数は次に掲げる者の合計数である。

平成18年度以降

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・重度身体障害者である短時間労働者
- ・重度知的障害者である短時間労働者
- ・精神障害者
- ・精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント

平成23年度以降

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・重度身体障害者である短時間労働者
- ・重度知的障害者である短時間労働者
- ・精神障害者
- ・身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント
- ・知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント
- ・精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント

※平成30年は精神障害者である短時間労働者であっても、以下①②に該当するものについては、1人分とカウントしている。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

【概要】

民間企業における雇用状況

◇ 実雇用率は、2.67%	前年より 0.05 ポイント増加
◇ 雇用障害者数は、2,449.5 人	前年より 156.0 人増加
◇ 身体障害者は、1,328.5 人	前年より 82.5 人増加
◇ 知的障害者は、829.5 人	前年より 3.0 人減少
◇ 精神障害者は、291.5 人	前年より 76.5 人増加
◇ 雇用率達成企業の割合は、57.4%	前年より 5.8 ポイント減少
◇ 報告企業は、645 社	前年より 74 社増加

○ 実雇用率、雇用されている障害者の数

法定雇用率 2.2%が適用される一般の民間企業（常用労働者数 45.5 人以上規模企業）数は 645 社（前年は 571 社）となり、雇用されている障害者数は 2,449.5 人（同 2,293.5 人）と増加しています。

奈良県の実雇用率は 2.67%で、前年を上回り、また全国の実雇用率 2.05%を 0.62 ポイント上回りました。

雇用されている障害者 2,449.5 人のうち、身体障害者は 1,328.5 人（前年 1,246.0 人）、知的障害者は 829.5 人（同 832.5 人）、精神障害者は 291.5 人（同 215.0 人）となっています。

○ 法定雇用率達成状況

調査対象企業 645 社のうち、法定雇用率を達成している企業は 370 社で、前年より 9 社増加しており、雇用率達成企業の割合は 57.4%と、前年（63.2%）より 5.8 ポイント減少しています。

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみた実雇用率では、45.5～100 人未満規模【2.79%】、100～300 人未満規模【2.98%】、300～500 人未満規模【2.51%】、500～1,000 人未満規模【2.09%】、1,000 人以上規模【2.20%】で 500～1,000 人未満規模を除き法定雇用率を上回っています。

○ 産業別の状況

産業別にみた実雇用率では、製造業【2.28%】、宿泊業・飲食サービス業【2.65%】、医療・福祉【4.10%】、サービス業【3.12%】の 4 業種で法定雇用率を上回っていますが、農・林・漁業【0.00%】、建設業【1.33%】、電気・ガス・熱供給・水道業【0.82%】、情報通信業【0.98%】、運輸業・郵便業【2.08%】、卸売業・小売業【1.87%】、金融業・保険業【2.00%】、不動産業・物品賃貸業【1.54%】、学術研究・専門・技術サービス業【2.12%】、生活関連サービス業・娯楽業【1.41%】、教育・学習支援業【1.19%】、複合サービス事業【2.02%】については法定雇用率に達していません。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

{	一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%] （45.5人 [50人] 以上規模の企業） 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%] [労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
---	--

- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
 （40人 [43.5人] 以上規模の機関）

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
 （42人 [45.5] 以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{array}{l}
 \text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 \text{+ 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数 + 失業者数}}
 \end{array}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

<資料>

1 民間企業における障害者雇用状況

(1) 概況

	企業数	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率 達成企業の割合
民間企業	企業	人	人	%	%
[2.2%]	645	91,684.5	2,449.5	2.67	57.4
[2.0%]	(571)	(87,477.0)	(2,293.5)	(2.62)	(63.2)

※ () 内は平成29年6月1日現在の数値

注 「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数」とは、計上された労働者数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難と認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(2) 障害者別雇用状況

(人)

	障害者数 合計	身体障害者計	重度障害者	重度障害者以外	重度障害者	重度障害者以外	知的障害者計	重度障害者	重度障害者以外	重度障害者	重度障害者以外	精神障害者計	常用労働者	短時間労働者	うち特例該当者	
			(常用労働者)	(常用労働者)	(短時間労働者)	(短時間労働者)		(常用労働者)	(常用労働者)	(短時間労働者)	(短時間労働者)					
民間企業																
[2.2%]	2,449.5	1,328.5	323	537	81	129	829.5	146	452	33	105	291.5	184	127	88	
[2.0%]	(2,293.5)	(1,246.0)	(305)	(516)	(66)	(108)	(832.5)	(179)	(376)	(43)	(111)	(215.0)	(158)	(114)	(-)	

※ () 内は平成29年6月1日現在の数値

注1 「障害者数合計」は「身体障害者計」、「知的障害者計」及び「精神障害者計」の合計であり、資料1-(1)概況の「障害者の数」に対応している。

2 「常用労働者」とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の者であり、「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満の労働者である。

3 計算上「重度障害者（常用労働者）」については、1人を2人分と相当するものとしてダブルカウントされ、「身体障害者」及び「知的障害者」の「重度障害者以外（短時間労働者）」並びに「精神障害者」である「短時間労働者」については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。ただし、平成30年は精神障害者である短時間労働者であっても、以下①②に該当するものについては、1人分とカウントしている。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

(3) 企業規模別概況

	企業数 企業	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数 人	障害者の数 人	実雇用率 %	法定雇用率 達成企業の割合 %
計	645 (571)	91,684.5 (87,477.0)	2,449.5 (2,293.5)	2.67 (2.62)	57.4 (63.2)
45.5～ 100人未満	356 (294)	23,865.5 (20,781.0)	666.5 (751.5)	2.79 (3.62)	54.2 (56.5)
100～ 300人未満	234 (220)	35,444.5 (33,871.5)	1,057.5 (818.5)	2.98 (2.42)	64.5 (71.8)
300～ 500人未満	24 (26)	8,512.0 (9,156.5)	214.0 (232.5)	2.51 (2.54)	45.8 (61.5)
500～ 1,000人未満	23 (23)	12,097.0 (11,898.0)	253.0 (249.0)	2.09 (2.09)	43.5 (65.2)
1,000人以上	8 (8)	11,765.5 (11,770.0)	258.5 (242.0)	2.20 (2.06)	62.5 (75.0)

※（ ）内は平成29年6月1日現在の数値

注1 .29年度は50人～100人未満であったが、30年度からは45.5人～100人未満となっている。

(4) 障害者別雇用状況

(人)

	障害者数 合計	身体障害者計	知的障害者計				知的障害者計	精神障害者計				精神障害者計	常用労働者	短時間労働者	うち特例該当者
			重度障害者 (常用労働者)	重度障害者以外 (常用労働者)	重度障害者 (短時間労働者)	重度障害者以外 (短時間労働者)		重度障害者 (常用労働者)	重度障害者以外 (常用労働者)	重度障害者 (短時間労働者)	重度障害者以外 (短時間労働者)				
計	2,449.5 (2,293.5)	1,328.5 (1,246.0)	323 (305)	537 (516)	81 (66)	129 (108)	829.5 (832.5)	146 (179)	452 (376)	33 (43)	105 (111)	291.5 (215.0)	184 (158)	127 (114)	88 (-)
45.5～ 100人未満	666.5 (751.5)	289.0 (304.5)	70 (70)	126 (129)	10 (21)	26 (29)	340.0 (356.5)	81 (118)	160 (98)	9 (11)	18 (23)	37.5 (90.5)	33 (52)	5 (77)	4 (-)
100～ 300人未満	1,057.5 (818.5)	584.0 (477.5)	135 (111)	227 (203)	50 (28)	74 (49)	294.0 (286.0)	39 (40)	165 (153)	17 (21)	68 (64)	179.5 (55.0)	87 (45)	107 (20)	78 (-)
300～ 500人未満	214.0 (232.5)	93.5 (103.0)	17 (22)	43 (43)	10 (8)	13 (16)	93.5 (102.0)	11 (11)	60 (64)	5 (6)	13 (20)	27.0 (27.5)	24 (23)	6 (9)	- (-)
500～ 1,000人未満	253.0 (249.0)	149.0 (157.0)	35 (37)	68 (74)	7 (6)	8 (6)	75.5 (66.5)	8 (7)	56 (48)	1 (3)	5 (3)	28.5 (25.5)	23 (22)	7 (7)	4 (-)
1,000人以上	258.5 (242.0)	213.0 (204.0)	66 (65)	73 (67)	4 (3)	8 (8)	26.5 (21.5)	7 (3)	11 (13)	1 (2)	1 (1)	19.0 (16.5)	17 (16)	2 (1)	2 (-)

※（ ）内は平成29年6月1日現在の数値

注1 . 「障害者数合計」は「身体障害者計」、「知的障害者計」及び「精神障害者計」の合計であり、資料1－(3)企業規模別概況の「障害者の数」に対応している。

2 . 「常用労働者」とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の者であり、「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満の労働者である。

3 . 計算上「重度障害者（常用労働者）」については、1人を2人分と相当するものとしてダブルカウントされ、「身体障害者」及び「知的障害者」の「重度障害者以外（短時間労働者）」並びに「精神障害者」である「短時間労働者」については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。ただし、平成30年は精神障害者である短時間労働者であっても、以下①②に該当するものについては、1人分とカウントしている。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

4 . 29年度は50人～100人未満であったが、30年度からは45.5人～100人未満となっている。

(5) 産業別概況

	企業数 企業	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数 人	障害者の数 人	実雇用率 %	法定雇用率 達成企業の割合 %
計	645 (571)	91,684.5 (87,477.0)	2,449.5 (2,293.5)	2.67 (2.62)	57.4 (63.2)
農,林,漁業	1 (1)	50.5 (54.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0.0 (0.0)
鉱業,採石業, 砂利採取業	- -	- -	- -	- -	- -
建設業	10 (10)	866.0 (1,338.5)	11.5 (17.5)	1.33 (1.31)	10.0 (10.0)
製造業	198 (173)	25,447.0 (24,084.5)	579.0 (549.5)	2.28 (2.28)	59.6 (69.4)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1 (1)	122.5 (127.5)	1.0 (0.0)	0.82 0.00	0.0 (0.0)
情報通信業	6 (5)	611.5 (594.0)	6.0 (6.0)	0.98 (1.01)	50.0 (40.0)
運輸業,郵便業	27 (25)	4,044.0 (3,808.5)	84.0 (83.0)	2.08 (2.18)	51.9 (60.0)
卸売業,小売業	94 (83)	13,048.5 (12,255.5)	243.5 (220.0)	1.87 (1.80)	50.0 (51.8)
金融業,保険業	8 (6)	4,225.5 (4,152.0)	84.5 (80.5)	2.00 (1.94)	50.0 (83.3)
不動産業,物品賃貸業	10 (8)	1,683.5 (1,575.0)	26.0 (28.0)	1.54 (1.78)	60.0 (75.0)
学術研究, 専門・技術サービス業	6 (6)	424.5 (505.0)	9.0 (9.0)	2.12 (1.78)	66.7 (66.7)
宿泊業,飲食サービス業	18 (18)	2,468.0 (2,402.5)	65.5 (61.0)	2.65 (2.54)	61.1 (66.7)
生活関連サービス業,娯楽業	22 (22)	1,874.5 (1,936.0)	26.5 (141.0)	1.41 (7.28)	45.5 (59.1)
教育,学習支援業	20 (15)	3,029.5 (2,863.5)	36.0 (37.0)	1.19 (1.29)	20.0 (46.7)
医療,福祉	171 (154)	25,155.5 (23,862.5)	1,032.5 (834.5)	4.10 (3.50)	68.4 (66.9)
複合サービス事業	1 (1)	2,233.0 (2,213.5)	45.0 (45.5)	2.02 (2.06)	0.0 (100.0)
サービス業	52 (43)	6,400.5 (5,704.5)	199.5 (181.0)	3.12 (3.17)	59.6 (67.4)

※ () 内は平成29年6月1日現在の数値

(6) 障害者雇用状況の推移

	障害者の数(人)				法定 雇用率 (%)	実雇用率(%)				法定雇用率達成企業の割合(%)			
	奈良県		全国			奈良県		全国		奈良県		全国	
		対前年増減		対前年増減			対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減
平成 16 年	1,052	29	257,939	10,846	1.8%	1.76	△ 0.06	1.46	△ 0.02	52.1	△ 4.4	41.7	△ 0.8
17	1,074	22	269,066	11,127	1.8%	1.79	0.03	1.49	0.03	53.9	1.8	42.1	0.4
18	1,103.5	29.5	283,750.5	14,684.5	1.8%	1.88	0.09	1.52	0.03	54.8	0.9	43.4	1.3
19	1,147.0	43.5	302,716.0	18,965.5	1.8%	1.81	△ 0.07	1.55	0.03	55.2	0.4	43.8	0.4
20	1,180.0	33.0	325,603.0	22,887.0	1.8%	1.85	0.04	1.59	0.04	55.1	△ 0.1	44.9	1.1
21	1,300.0	120.0	332,811.5	7,208.5	1.8%	2.00	0.15	1.63	0.04	57.7	2.6	45.5	0.6
22	1,367.5	67.5	342,973.5	10,162.0	1.8%	2.08	0.08	1.68	0.05	57.1	△ 0.6	47.0	1.5
23	1,566.5	199.0	366,199.0	23,225.5	1.8%	2.08	0.00	1.65	△ 0.03	55.1	△ 2.0	45.3	△ 1.7
24	1,651.0	84.5	382,363.5	16,164.5	1.8%	2.15	0.07	1.69	0.04	59.3	4.2	46.8	1.5
25	1,761.5	110.5	408,947.5	26,584.0	2.0%	2.22	0.07	1.76	0.07	55.8	△ 3.5	42.7	△ 4.1
26	1,822.5	61.0	431,225.5	22,278.0	2.0%	2.22	0.00	1.82	0.06	56.2	0.4	44.7	2.0
27	1,982.5	160.0	453,133.5	21,908.0	2.0%	2.40	0.18	1.88	0.06	58.6	2.4	47.2	2.5
28	2,222.5	240.0	474,374.0	21,240.5	2.0%	2.60	0.20	1.92	0.04	60.4	1.8	48.8	1.6
29	2,293.5	71.0	495,795.0	21,421.0	2.0%	2.62	0.02	1.97	0.05	63.2	2.8	50.0	1.2
30	2,449.5	156.0	534,769.5	38,974.5	2.2%	2.67	0.05	2.05	0.08	57.4	△ 5.8	45.9	△ 4.1

注

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～平成17年

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・精神障害者
- ・重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者で短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・精神障害者
- ・重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

- ※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
 - ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

2 民間企業における都道府県別障害者雇用率・法定雇用率達成企業割合の状況

都道府県名	実雇用率		法定雇用率達成企業割合		法定雇用率達成企業の数	
	(%)	対前年増減	(%)	対前年増減	達成企業	企業全体
全国	2.05	0.08	45.9	△ 4.1	46,217	／ 100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△ 5.8	1,795	／ 3,713
青森県	2.23	0.17	52.9	△ 4.2	530	／ 1,001
岩手県	2.22	0.06	55.0	△ 2.5	561	／ 1,020
宮城県	2.05	0.11	49.2	△ 4.0	750	／ 1,525
秋田県	2.07	0.09	58.0	△ 3.0	448	／ 773
山形県	2.06	0.03	50.8	△ 7.2	485	／ 954
福島県	2.04	0.09	53.1	△ 2.6	757	／ 1,425
茨城県	2.07	0.10	49.7	△ 6.2	799	／ 1,607
栃木県	2.00	0.02	54.9	△ 5.2	679	／ 1,237
群馬県	2.06	0.10	53.4	△ 4.1	824	／ 1,544
埼玉県	2.15	0.14	46.1	△ 3.3	1,549	／ 3,362
千葉県	2.02	0.11	49.4	△ 5.1	1,252	／ 2,535
東京都	1.94	0.06	29.6	△ 4.5	6,177	／ 20,843
神奈川県	2.01	0.09	43.9	△ 3.9	2,095	／ 4,767
新潟県	2.06	0.10	55.4	△ 4.6	1,087	／ 1,963
富山県	2.04	0.07	54.9	△ 3.6	593	／ 1,080
石川県	2.18	0.20	55.8	△ 0.9	609	／ 1,091
福井県	2.40	0.00	56.6	△ 2.0	417	／ 737
山梨県	1.99	0.04	53.5	△ 4.2	333	／ 623
長野県	2.14	0.08	56.5	△ 4.4	958	／ 1,696
岐阜県	2.14	0.12	54.8	△ 3.6	868	／ 1,584
静岡県	2.05	0.08	49.1	△ 3.8	1,460	／ 2,972
愛知県	1.97	0.08	43.9	△ 4.7	2,788	／ 6,348
三重県	2.20	0.12	58.1	△ 3.2	698	／ 1,201
滋賀県	2.23	0.10	54.8	△ 5.9	487	／ 888
京都府	2.13	0.06	49.5	△ 3.6	929	／ 1,877
大阪府	2.01	0.09	41.0	△ 4.5	3,342	／ 8,152
兵庫県	2.11	0.08	48.2	△ 4.5	1,667	／ 3,458
奈良県	2.67	0.05	57.4	△ 5.8	370	／ 645
和歌山県	2.36	0.11	58.7	△ 3.4	361	／ 615
鳥取県	2.22	0.06	56.5	△ 3.2	266	／ 471
島根県	2.40	0.15	65.9	△ 2.2	385	／ 584
岡山県	2.52	0.00	51.5	△ 4.2	735	／ 1,426
広島県	2.16	0.11	47.1	△ 3.1	1,073	／ 2,279
山口県	2.58	0.02	55.9	△ 3.4	533	／ 954
徳島県	2.20	0.03	60.3	△ 5.7	308	／ 511
香川県	1.95	△ 0.01	53.4	△ 4.3	461	／ 864
愛媛県	2.16	0.19	52.2	△ 2.0	537	／ 1,028
高知県	2.30	0.11	59.7	△ 1.2	322	／ 539
福岡県	2.07	0.10	49.1	△ 3.0	1,888	／ 3,842
佐賀県	2.55	0.01	66.3	△ 6.3	400	／ 603
長崎県	2.37	0.11	56.6	△ 3.5	580	／ 1,024
熊本県	2.25	0.01	55.0	△ 3.9	711	／ 1,292
大分県	2.46	0.02	59.4	△ 2.0	502	／ 845
宮崎県	2.40	0.10	63.6	△ 2.9	523	／ 822
鹿児島県	2.34	0.12	59.1	△ 2.6	757	／ 1,281
沖縄県	2.73	0.30	57.7	△ 3.9	568	／ 985